広島県告示第七百四十号

を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用

令和七年八月十二日所において、令和七年八月二十六日までの間、縦覧に供する。不の関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支

広島県知事 英 彦

一般国道四三三号	路 線 名
山県郡北広島町戸谷字丸子六二三四番三地先まで山県郡北広島町戸谷字根細一三一六七番一地先から	供用を開始する区間
令和七年八月一二日	供用を開始する日